

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

近時、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者への支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服、貴金属等の次々販売により、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところであるが、このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から発生している。

経済産業省は、このような深刻なクレジット被害を防止するため、割賦販売法の改正に関する審議を進めており、来年の通常国会に改正法案が提出される見込みにある。

今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国会及び政府におかれては、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、実効性ある過剰与信規制を行うこと。

2 クレジット会社は、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、不適正与信防止義務を負うことを明記し、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 指定商品制を廃止し、割賦払い要件を撤廃することにより、すべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣